

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

貴方に対する居宅介護支援のサービスの提供開始にあたり、厚生省令の規定に基づいて、当事業者が貴方に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 コンフォート・ヒル
主たる事務所の所在地	三重県鈴鹿市岸岡町 2973-2
法人種別	株式会社
代表者名	亀井 久之
直通番号	059-368-1221

介護保険法令に基づき鈴鹿亀山地区広域連合から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき広域連合から指定を受けている居宅介護サービスの種類
2470301710	居宅介護支援事業所 汐騒の詩

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所 汐騒の詩
指定番号	2470301710
所在地	鈴鹿市岸岡町 2973-2
電話番号	059-368-1221
通常の事業の実施地域	鈴鹿市 亀山市 四日市市 津市の全域

3. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社コンフォート・ヒル 居宅介護支援事業所 汐騒の詩
資本金	2000万
社員数	正社員2名
設立	平成19年4月1日
所在地・電話	鈴鹿市岸岡町 2973-2 電話 059-368-1221
事業内容	居宅介護支援事業

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅サービス計画を作成し、適正な指定居宅介護支援を提供する。
運営の方針	指定居宅サービスなどが確実に提供されるように連絡調整を図り、高齢者の自立支援を行うために介護保険法の趣旨に沿って便宜を図る。

5. ご利用事業所の職員体制

令和8年 4月現在

ご利用事業所の 従業者の職種	員 数	勤 務 の 態 勢
介護支援専門員 介護福祉士	2名	常 勤 2 名 （管理者 1 名・主任介護支援専門員）

6. 営業時間

営業日	月、火、水、木、金（休業 土日・祝日 年末年始 12/31～1/3 まで）
営業時間	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0

7. サービスの内容

(1) 居宅訪問

利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。また、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

(2) 居宅サービスの計画の作成

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。居宅サービスの原案に位置づけた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し利用者から文書による同意を受けます。

(3) サービス事業者の選定

- ・ サービス事業所の選定にあたって、あなたは複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求める事が出来ます。又、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- ・ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と同一事業所によって提供されたものの割合を説明します。（別紙で）

(4) 事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業所との連絡調整を行います。

(5) 医療機関との連携に関するもの

- ・ 利用者が医療機関に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えるように利用者または家族に協力を求めます。
- ・ 介護支援専門員は指定居宅サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他に必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活状況に係る状況のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医、歯科医師または薬剤師に提供いたします。

- (6) 介護支援専門員は訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。また、この場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。
- (7) 福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入されました。その際、利用者への十分な説明と多職種の見解や利用者の身体状態等を踏まえた提案などを行います。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
- (9) 指定居宅介護支援事業所は指定居宅介護支援を提供するに当たって介護保険関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う様に努めます。
- (10) 相談業務
電話・訪問を通して利用者からの相談に適切に対応します。
- (11) 申請代行
介護認定の申請やその他の介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。
- (12) 給付管理
国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行いません。

8. 利用料金

- (1) 利用料は介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。
- (2) 介護保険サービスを利用した場合、サービス事業所に対しては利用料の自己負担分の支払いが発生します。利用者様の負担割合(1割から3割)に応じた自己負担分をお支払い頂くこととなります。
- (3) 介護保険料を滞納されますと、1か月につき、介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書を持って鈴鹿市の介護保険窓口へ提出しますと、全額または一部の払い戻しを受けられます。

・基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給となります。

要介護 1・2	1か月	10860円
要介護 3・4・5	1か月	14110円

※ 加算について

初回加算	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	300単位
入院時情報連携加算Ⅰ	入院日、入院日以前に情報提供をした場合	250単位
入院時情報連携加算Ⅱ	入院後3日以内に情報提供をした場合	200単位

退院、退所加算（Ⅰ）イ	連携 1 回カンファレンスなし	450 単位
退院、退所加算（Ⅰ）ロ	連携 1 回カンファレンスあり	600 単位
退院、退所加算（Ⅱ）イ	連携 2 回カンファレンスなし	600 単位
退院、退所加算（Ⅱ）ロ	連携 2 回カンファレンスあり	750 単位
退院、退所加算（Ⅲ）	連携 3 回カンファレンスあり	900 単位
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、医師または看護師などと共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて調整を行った場合。	200 単位

ターミナル ケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向があり意思が医学的知見に基づき、回復の見込みがない診断を受けた者を対象とする。居宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に住宅以外で死亡した場合も含む） ・利用者またはその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。 	400 単位
看取り期の調整に係る評価	<p>※看取り期におけるサービス前の相談・調整を行った場合、利用者の死亡によりサービスに至らなかった場合でも、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められたケースについては居宅介護支援の基本報酬の算定を可能となる。</p>	基本報酬額
特定事業所加算 I	<p>次の基準に適合しているものとして鈴鹿亀山地区広域連合長に届け出た居宅介護支援事業所。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護専門員を 2 名以上配置している。 ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置している。 ③利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的に開催する。 ④24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 ⑤中重度者の利用者の占める割合が 40%以上である。 ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても指定居宅介護支援を提供する。 ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会などに参加している。 ⑨運営基準減算または特定事業所集中減算の適応を受けていない。 	519 単位

	<p>⑩利用者が介護支援専門員 1 人当たり45名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定した場合は50名未満)であること。</p> <p>⑪法廷研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力体制の整備が来ている。</p> <p>⑫他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研修会等の実施。</p> <p>⑬必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。</p> <p>⑭多様化・複雑化する課題に対応するための取り組みとして多制度の関する知識等に関する事例検討会、研修に参加している。</p> <p>⑮(主任)介護支援専門員の専任要件について居宅に介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合はこれらの事業との兼務が可能である。</p>	
特定事業所加算Ⅱ	<p>①専ら指定居宅介護支援事業所の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している。</p> <p>②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。</p> <p>③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬は特定事業所加算Ⅰと同様</p>	421単位
特定事業所加算Ⅲ	<p>①専ら指定居宅介護支援事業所の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している。</p> <p>②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置している。</p> <p>③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬は特定事業所加算Ⅰと同様</p>	323単位
特定事業所加算A	<p>①専ら指定居宅介護支援事業所の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している。</p> <p>②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上、非常勤1名以上(非常勤は他事業所との兼務可)配置している。</p> <p>③④⑥⑪⑫(連携でも可)⑦⑧⑨⑩⑬は特定事業所加算Ⅰと同様</p>	114単位
特定事業所医療介護連携加算	<p>特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している事業所。</p>	125単位

通院時情報連携加算	医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門医が同席し、医師等都情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うこと。	50単位
介護職員等処遇改善加算	居宅介護支援事業所における賃上げや 職場環境改善をおこなう処遇を改善する加算です。	2.1% (R8.6月 適応)

(新設) 利用者が居宅介護支援事業所と併設、隣接している(サ高住汐騒の詩)サ高住に入居している場合。複数の利用者が同一建物に入居している場合に同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント費は所定単位数の95%を算定します。

9. 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費を頂きます。

10. 苦情申立窓口

当事業所に関する苦情や相談及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情や相談を承ります。管理者までお申し出ください。

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 059-368-1221 担当者：渡部 面接場所：汐騒の詩 事務所
鈴鹿亀山地区広域連合	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 059-369-3205 鈴鹿亀山地区広域連合
三重県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話059-222-4165 (苦情相談専用) 場所：津市桜橋2丁目96番地

苦情処理手順方法

- ①苦情の申立てを受け付ける。
- ②当事業所が苦情に関する調査をおこなう。
- ③その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する。
- ④改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する。
- ⑤その結果を利用者または、その家族へ報告する。

11. 解約

利用者は、当事業所に申し出る事により、何時でもこの契約を解約する事ができます。

12. 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業所は利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議に置いて、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

13. 虐待防止に関すること

虐待防止に関する対応について、必要な体制の整備をおこない、虐待を防止する為従業員への研修・定期的な対策検討委員会を開催・虐待防止の指針を整備・担当者において、適切に実施し従業員に周知徹底を図ります。

14. ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関して事業所として職場におけるすべてのハラスメントにより介護支援専門員の就業環境が害される事を防止する為の方針を明確に行っていきます。

15. 利用者への説明・同意等に係る見直しについて

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担を軽減する観点から、利用者やその家族等に対する説明・同意については必ずしも紙の書面を用意するのではなく、パソコン及びタブレット端末等でのデータ提示をすることで代替え運用も可能とします。

前項の運用においては利用者または、家族等に対し、事前に説明を行い、同意を得たうえで、運用開始といたします。

16. 緊急時の対応方法

利用者の主治医等の医療機関への連絡を行い、医師や救急搬送者の指示に従います。
緊急連絡先に連絡致します。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
利 用 者 緊急連絡先	氏 名	様 続柄：
	住 所	
	電話番号	
事業所緊急連絡先	24時間体制事務所	汐騒の詩 059-368-1221
	氏 名（管理者）	渡部 利絵 080-4086-9453
	主 担当	渡部 利絵 080-4086-9453
	副 担当	糸内 規子 080-4076-7529

居宅介護支援のサービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 汐騒の詩 説明者 渡部 利絵 ㊞

私は、本書面により上記重要な事項の説明を受けました。

私は、居宅介護支援の提供開始に同意します。

利 用 者

住 所

氏 名 ㊞

家族 または代筆者

住 所

氏 名 ㊞

続 柄

私は本人に代わり上記署名・捺印を行いました。

私は本人の契約意思を確認しました。

上記利用者の代理人 住 所

（代理人を選定する場合） 氏名

_____ ㊞

_____ 本人との関係

※利用者自身の判断が難しい場合、代理人を選定する事ができます。